

3月号（510号）

Xは、2002年、Y県某所の木竹が集団して生育している土地（以下「本件土地」といい、本件土地とその上にある立木竹をあわせて「本件森林」という）を贈与により取得した。2005年、Y県知事は、本件森林を含む一帯の森林について、水源の涵養を目的として、森林法25条の2第1項に基づき、保安林指定を行った。2010年代になって、本件土地の周辺の地域はリゾート地としての開発が進み、本件土地の周辺には旅館やホテル、別荘等が複数建設されることになった。本件土地は、鉄道駅から徒歩数分の位置にあり、当該駅には上下線とも1時間に1本～2本の電車が停車する。

Xは本件土地に旅館を新築しようとして、森林法27条1項に基づき、Y県知事に対し、本件森林につき保安林指定を解除すべき旨の申請をしたが、Y県知事から、保安林の指定目的の達成に支障があるとして、解除をしない旨の処分を受けた。また、Xは、同法34条2項の土地の形質変更の許可の申請をしたが、やはり保安林の指定目的の達成に支障があるとして、不許可となった。

Xは、保安林指定によって本件土地の使用収益を妨げられ、損失を被ったとして、Y県に対し森林法35条の損失補償の請求をしたが、補償額を0円とする旨の決定を受けた。そこで、XはY県を被告とし損失補償を求めて出訴した。

Xの損失補償請求が認められる可能性について論じなさい。

2月号（509号）

Xは飲食店やパチンコ店を経営する法人である。Xは、その経営する飲食店において、不法就労助長罪（入管法73条の2第1項の罪）を犯したとして、罰金刑の確定判決を受けた。

Y県公安委員会は、Xが経営するパチンコ店Aについて、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項を「風営法8条2号に基づく許可の取消し」とした聴聞通知書を送付した。Y県公安委員会は、本件聴聞の主宰者として、Y県警察本部の生活安全課の課長であるZを指名した。Zは、上記刑事事件の捜査を担当した所轄警察署の署長であったが、その後の人事異動により、上記職に就いていた。Xは聴聞手続において、不法就労助長に関する事実を認めた上で、不法在留外国人が就労していた場所はパチンコ店Aとは別の飲食店であること、不法就労助長で罰金刑に処せられたことは十分に認識し反省していること、営業許可の取消しとなれば33人の従業員が路頭に迷うことになることなどを述べるつもりであったが、Zは、不法就労助長に関する事実を確認すると、聴聞手続を終結した。ZがY県公安委員会に提出した聴聞報告書には、「Xが不法就労助長罪を犯して罰金刑に処せられたことは事実であり、許可取消処分が相当である」とのZの意見が記載されていた。

Y県公安委員会は、風営法8条2号に基づき、Xに対して、パチンコ店Aについて、風俗営業の許可を取り消す旨の処分を行った（本件処分）。本件処分の通知書には、その理由として、「Xについて風営法8条2号に該当する事実が判明したため」と記載されていた。

本件処分の適法性について手続的観点から論じなさい。

1月号（508号）

Xは、Y県公安委員会から、風営法3条1項の許可を受けてぱちんこ屋を営んでいる法人である。Xの代表取締役であるAは、B会社に店舗を賃貸し、X名義を使用して従来どおりの屋号でぱちんこ屋を営業することを容認し、B会社はX名義で1年9月以上にわたってぱちんこ屋を営業した。

Y県公安委員会は、Xの行為は風営法11条で禁止された名義貸しに当たるとして、Xに対して、風営法26条1項に基づき、風俗営業の許可を取り消す処分をした（本件処分）。Xは上記事実の判明後、速やかにAの解任手続を進めており、再発防止策を検討している。

本件処分の適法性について論じなさい。

〔参照法令〕

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

第1条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

第3条① 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別（……）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

② （略）

第11条 第3条第1項の許可を受けた者は、自己の名義をもって、他人に風俗営業を営ませてはならない。

第26条① 公安委員会は、風俗営業者若しくはその代理人等が当該営業に関し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき……は、当該風俗営業者に対し、当該風俗営業の許可を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

② （略）

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで風俗営業を営んだ者

二 （略）

三 第11条（……）の規定に違反した者

四～七 （略）

12月号（507号）

国土交通大臣は、特定多目的ダム法 4 条に基づき、一級河川 S 川水系の本流 S 川中流部の N 地区に、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水、水道用水および工業用水の確保ならびに発電を目的として、N ダムの建設に関する基本計画を策定した。

これを受けて、国土交通大臣は、土地収用法 16 条に基づき、国土交通大臣に対し、起業者を国土交通大臣、事業の種類を S 川総合開発事業に係る一級河川 S 川水系 N ダム建設工事、起業地を N とする事業認定の申請をし、所定の手続を経た後、国土交通大臣は事業認定をし、その告示を行った（本件事業認定）。

N 地区は独自の文化を有する少数民族の A 民族の居住地である。N ダムが建設されると N 地区が広範にわたり水没し、A 民族の離散をもたらすことになる。また、N 地区は、A 民族の聖地とも呼ばれる、A 民族の伝統文化や遺跡が保存されてきた地区でもあり、N ダムが建設されれば、これらの文化や遺跡の保存が不可能になる。本件事業認定に際しては N ダム建設による A 民族およびその文化への影響について調査・検討がなされた形跡はない。

他方、S 川は、死者・負傷者、家屋の全壊・半壊、床上・床下浸水等の被害を生じさせた洪水をたびたび引き起こしている。また、S 川においては夏期において流量の低下によってたびたび河口閉塞（流量の低下により、河口付近に砂州が発達して河口の幅が減少する現象）が発生し、それにより洪水の際に水位が上昇したり、魚の遡上に悪影響を与えている。N ダムが建設されれば、流水機能を維持することにより、河口閉塞を防止し、漁業の保護等を図ることが可能となる。

また、流域の B 町は水道水の需要の一部を地下水等の不安定な水源に依存している一方で、M 町は水道水の需要が増加しているため、安定的な水道水を確保する必要がある。また、B 町および M 町では土地改良事業が計画されており、そこにかんがい用水を新規に供給することもできる。

また、T 地域については、工業地区を設けて基幹資源型工業とこれに関連する諸工業の立地を推進し、周辺地域を含めた広域的、合理的な土地利用の中で生活環境の整備を推進するための基本計画が策定されており、T 工業基地に工業用水を配給する必要もある。

また、N ダムの建設にともなって新設される N 発電所に水を配給し、最大出力 3000 キロワット（一般家庭約 1000 戸分）の発電を発生させることができる。

本件事業認定の適法性について論じなさい。

〔参照法令〕○土地収用法

第 20 条 国土交通大臣……は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

一～二 （略）

三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。

四 （略）

11 月号（506 号）

進行性筋ジストロフィーの診断を受けた者である X は、Y 高等学校に入学願書を提出して入学試験を受けたが、学力検査の結果などでは合格ラインに到達していたにもかかわらず、身体状況が Y 高校の全課程を履修する見通しがないと判定されて、入学不許可（不合格）処分を受けた。そこで、X は本件不許可処分の取消しおよび入学許可処分の義務付けを求める訴えを提起するとともに、仮に入学を許可すべき旨の仮の義務付けの申立てをした。申立ての理由において、X は、本案判決を待っていると入学年度が遅れ、同年齢の他の生徒とともに学習する機会が失われる、X は障害を理由に入学を不許可とされ、全人格を否定されたかのような精神的苦痛を受けており早急に救済させる必要がある、同じような障害を負っている生徒でも、他の高等学校では各生徒の具体的個別的事情により弾力的で柔軟な進級認定を行っており、同級生や教員の助力により、同級生に遅れることなく勉学を続けることは可能である、前記のような措置をとっても当該高等学校においては格別混乱が生じていることはない、などと主張している（これらの主張自体は認められるとする）。

仮の義務付けは認められるか。

[参照法令]

○学校教育法

第 59 条 高等学校に関する入学、退学、転学その他必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

○学校教育法施行規則

第 90 条① 高等学校の入学は、第 78 条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

② 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができる。

③ 調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。

④ 連携型高等学校における入学者の選抜は、第 75 条第 1 項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。

⑤ （略）。

10月号（505号）

Xは、九州運輸局長から、道路運送法4条の許可を受けて、福岡交通圏において一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）を営む法人である。福岡交通圏は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「タクシー適正化・活性化法」）3条の2第1項により、準特定地域に指定されており、同法16条1項により、公定幅運賃の下限運賃が、小型車で、初乗り1.6kmまで630円、215mごと50円などと設定されている。Xは、同法16条の4第1項により、九州運輸局長に対し、運賃の届出をした（以下「本件届出運賃」）が、その内容は、各車種について公定幅運賃の下限運賃を下回るものであった。九州運輸局長は、Xに対し、所定期限までに指定範囲内の運賃への運賃変更届出を行うこと等を勧告したが、Xはこれに従わなかった。そこで、九州運輸局長は、Xに対し、予定される不利益処分を運賃変更命令（同法16条の4第3項）とし、行政手続法30条所定の弁明の機会の付与の通知を行った。

九州運輸局長は、道路運送法40条等に基づく不利益処分に関し、行政手続法12条の処分基準として、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（九運公6号。以下「処分基準公示」）を定めており、①運賃の設定違反（指定範囲外の設定、タクシー適正化・活性化法16条の4第2項違反）については、初違反で20日の自動車使用停止処分、再違反で40日の自動車使用停止処分、累違反で80日の自動車使用停止処分、②運賃変更命令違反については、初違反で60日の自動車使用停止処分、再違反で事業許可取消処分をするものとされている。この場合においてXが提起すべき訴訟手段（行政事件訴訟法〔以下「行訴法」〕上のものに限る）について検討しなさい。

9 月号（504 号）

(1) X1 は日本語教育機関に入学するとして、在留資格「就学（1 年）」の上陸許可を受けて入国し、在留していた。一方で、X1 は、マッサージ師として、1 日 4 時間以内とする資格外活動許可（入管 19 条 2 項）を受けていたが、その範囲を超えて継続的に稼動を行っていた。なお、日本語教育機関の平均出席率は 90%であった。

X1 は、引き続き日本語教育機関で就学するとして、在留期間更新許可申請をしたところ、在留状況に問題があるとして不許可処分を受けた。X1 はそのまま在留を続けていたところ、入管法 24 条 4 号ロの退去強制事由があるとして、退去強制対象者に該当する旨の認定（入管 47 条 3 項）を受けた。X1 は、同認定の取消訴訟において、在留期間更新不許可処分の違法を主張して、同認定の取消しを求めることができるか。

(2) (1)と第一段落まで同様の事案で、X2 は、入管法 24 条 4 号イの退去強制事由があるとして、退去強制対象者に該当する旨の認定（入管 47 条 3 項）を受けた。X2 は口頭審理の請求をしたが同認定に誤りがない旨の判定を受けたため、東京入国在留管理局長（法務大臣から権限の委任がされている）に対し異議の申出（49 条）をしたが、異議の申出に理由がない旨の裁決を受けた。X2 は、24 条 4 号イ該当性を争おうとする場合、どのような訴訟を提起すべきか。

(3) X3 は、在留期間の更新を受けずに在留期間を約 1 年 1 か月経過して本邦に残留した。一方で、X3 は、かねてより交際中であった日本人女性と婚姻した。同人は X3 との子を妊娠中である。その後、X3 は、東京出入国在留管理局に出頭し、退去強制対象者に該当する旨の認定、同認定に誤りがない旨の判定を経て、東京出入国在留管理局長に対し異議の申出をしたが、異議の申出に理由がない旨の裁決を受けた。同裁定後、X3 は退去強制令書の発布を受けた（49 条 6 項）。X3 は、退去強制令書発布の取消訴訟において、50 条 1 項 4 号該当性を争うことができるか。

(4) (3)と同様の事例で、X4 と日本人女性の婚姻が東京出入国在留管理局長の裁定後であったとする。X4 は、在留特別許可を受けたい場合、どのような訴訟を提起すべきか。

8月号（503号）

Y 県知事は、A からの都市計画法（以下「法」とする）29 条 1 項の開発許可の申請に対し、開発許可処分をした（以下「本件許可」という）。これに対し、本件許可に係る開発区域周辺の住民が、本件許可は法 33 条所定の基準に適合しない違法なものであると主張して、取消訴訟を提起したが、その訴訟係属中に本件許可に係る開発行為に関する工事が完了した。法 36 条 2 項の完了検査はまだ受けていない。この場合、本件許可の取消しを求める（狭義の）訴えの利益は存在するか。なお、本件許可に係る開発行為は市街化調整区域以外の場所において行われるものである。

7月号（502号）

Y 県知事は、A からの都市計画法 29 条 1 項の開発許可の申請に対し、開発許可処分をした（以下「本件許可」という）。当該申請に係る開発行為の内容は、A が、Y 県内の急傾斜の斜面上の土地に 6 階建てのマンションを建築するための前提として、当該土地を縦 15 メートルから 25 メートルにわたって掘削して整地するというものである（以下「本件開発行為」といい、本件開発行為を行う土地の区域を「本件開発区域」という）。

本件開発区域および周辺の土地は、宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域（3 条 1 項）に指定されており、また急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域（3 条 1 項）に指定されている。また、歴史上、豪雨の際に、がけ崩れおよび土砂災害が発生していることが記録されている。

本件開発行為に反対する X1～X3 は、本件開発許可の取消訴訟を提起することにした。X1 は、本件開発区域内の土地の一部について、自分が真の所有者であると主張しており、自分の預かり知らないところで開発行為が行われようとしていることに不満を持っている。X2 および X3 は本件開発行為に伴いがけ崩れや土砂災害が発生することを懸念している。X2 は、本件開発区域の斜め下方 50 メートルに位置する住宅に居住しており、X2 の居宅と本件開発区域との間には、途中に膨らむ尾根地が介在している。X3 は、本件開発区域の真下に位置する土地建物の所有者であるが、自身は居住していない。

X1～X3 の原告適格について論じなさい。

6月号（501号）

Y県は、都市施設（都計11条1項1号）として、「A駅通り線」（本件道路）の新設を計画し、その位置、区域等を都市計画に定めた（同条2項）（本件都市計画決定）。Xの所有する土地（本件土地）はその区域に含まれていた。本件都市計画決定により、本件土地は、同法53条の制限を受けることになった。その結果、Xは、本件土地に3階建て以上の建築物を建築できなくなり、また、本件土地を売却しようにも、利用制限を受けた土地として、評価額が下がるため、希望する価格で売却することが困難となっている。また、本件土地は実際に本件道路が建設される際には下記のような手続で収用されることになる。本件都市計画決定を違法と考えるXは、どのような訴訟を提起すべきか、検討しなさい。

*土地収用の流れ

都市計画施設の整備に関する事業は都市計画法59条の認可（事業認可）を受けて行われるが（同法4条15項）、同認可は土地収用法20条の事業認定に代わる行為とされており（都計69条・70条）、その後、施行者は、原則として1年以内に限り、都道府県収用委員会に対して収用裁決の申請ができる（収用39条1項）。収用裁決は、権利移転裁決と明渡裁決に分けられ、権利移転裁決では権利取得の時期、権利の対価についての損失補償が（48条1項各号）、明渡裁決では明渡しの期限、その他の損失補償が定められる（49条1項各号）。収用裁決の申請は、事業認可の告示で告示された事業内容と異なる場合や事業認可申請に添付された事業計画書記載の計画内容と異なる場合以外は、拒否されることはない（47条各号・47条の2第1項）

5月号（500号）

Xは、Z県Y市某所の山林を対象とする開発行為をするため、都市計画法29条1項の開発許可の申請をする事前準備として、当該開発行為に関係のある既存の下水道、道路等の管理者であるY市長に対して同法32条1項所定の同意を求めるとともに、当該開発行為に関する工事により新設される下水道、道路等を管理することになるY市長に対して同法32条2項の協議を求めたところ、Y市長から同意できない旨の回答（協議については協議しない趣旨を含む。以下「不同意」とする）を受けた。Xは不同意を処分とみて、取消訴訟を提起することを検討している。不同意は処分に当たるか。

〔参照条文〕

○都市計画法（抄）

第29条① 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、……都道府県知事（……）の許可を受けなければならない。（ただし書略）

②～③ （略）

第30条① 前条第1項……の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、……次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。（以下略）

② 前項の申請書には、第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面、同条第2項に規定する協議の経過を示す書面……を添付しなければならない。

第32条① 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

② 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者……と協議しなければならない。

③ 前二項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前二項の協議を行うものとする。

第33条① 都道府県知事は、開発許可の申請があった場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（……）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。（以下略）

②～⑧ （略）

4月号（499号）

Xは、A省（国家公務員災害補償法3条1項にいう人事院が指定する国の機関）に勤務する国家公務員であるが、精神障害を発症し6か月間の休業を余儀なくされた。Xは、同疾病は過労によるストレスの結果であると考えて、A省にその旨を申し出た。しかし、A省の大臣Bは、Xの疾病は公務に起因するものではないと認定し、その旨をXに通知した。Xは国家公務員災害補償法による休業補償を受けるために、どのような訴訟を提起すればよいか。
〔参照条文〕○国家公務員災害補償法（抄）第9条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 休業補償
- 三～七 （略）

第12条 職員が公務上……疾病にかかり……療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、国は、休業補償として、その勤務することができない期間につき、平均給与額の100分の60に相当する金額を支給する。（ただし書略）

第17条の9① 年金たる補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

②・③ （略）

第24条① 実施機関の行なう公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、人事院規則に定める手続に従い、人事院に対し、審査を申し立てることができる。

② 前項の申立てがあったときは、人事院は、すみやかにこれを審査して判定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

③ 第1項の規定による審査の申立ては、時効の完成猶予及び更新については、裁判上の請求とみなす。

○人事院規則16-10（職員の災害補償）

第20条 補償事務主任者は、その所管に属する職員について公務上の災害又は通勤による災害と認められる死傷病が発生した場合は、人事院が定める事項を記載した書面により、速やかに実施機関に報告しなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務上のものである旨の申出があった場合……も、同様とする。

第23条① （略）

② 実施機関は、第20条後段の規定による報告に係る災害が公務上のもの又は通勤によるもののいずれでもないとして認定したときは、人事院が定める事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。